

所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美		
件名	市営住宅のあり方に関する方針について			区分	1 審議事項
					○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部 総務管財課			
<p>1. 要旨</p> <p>老朽化が進む木造の市営住宅について、人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化、住宅施策の変遷、市営住宅の現状と課題、都営住宅等の現状などを踏まえ、市営住宅が担う役割を考慮しながら、今後の運営方法を定めることを目的に「市営住宅のあり方に関する方針」を策定するものである。</p> <p>なお、本方針は、東大和市公共施設等マネジメント行動計画において、令和2年度中の策定が求められている。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 方針策定にあたっての検討</p> <p>方針策定にあたっては、市営住宅、都営住宅等の現状を踏まえ、以下のア～ウの事項から、検討した。</p> <p>ア 市営住宅の建替事業について</p> <p>イ 新たな住宅セーフティネットについて</p> <p>ウ 高齢化した<u>居住者</u>*に寄り添った支援について ※居住者：市営住宅の使用者及び同居者をいう。</p> <p>② 方針</p> <p>上記①の検討結果から、ハード（市営住宅整備）の取組みに代え、新たな住宅セーフティネットとして民間の賃貸住宅所有者が住宅確保要配慮者を受け入れやすくするためのソフト的な取組みの検討が必要であると、市営住宅のあり方について次の2つの方針を定めた。</p> <p>方針1…市営住宅の建替を行わずに、新たな住宅セーフティネットの導入について検討すること</p> <p>方針2…居住者に寄り添った福祉サービスや転居支援を検討すること</p> <p>③ 2つの方針を実現して行くための方向性</p> <p>新たな住宅セーフティネットの取組（高齢者の安否確認システムに対する補助等）や居住者の転居支援制度などを方針実現のための施策として位置付け、各施策に掲げる方向性のもと令和3年度から具体的な検討を進める。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>方針の策定により今後の住宅施策（住宅セーフティネット）の推進に資することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年 7月 東大和市公共施設等マネジメント行動計画の策定</p> <p>令和 2年10月21日 公共施設等最適化検討委員会へ付議</p> <p>同年12月 1日 市議会議員全員協議会で説明</p> <p>令和 3年 1月15日～2月15日 案についてのパブリックコメント実施</p> <p>同年 3月19日 パブリックコメントの意見の要約及び当該意見に対する市の考え方等の公表</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>パブリックコメントの結果…5人から7件の意見提出</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁議終了後、「市営住宅のあり方に関する方針」の策定手続きを進める。 ・「市営住宅のあり方に関する方針」の策定後、市議会議員へ配布する。また、市公式ホームページに掲載し、公表する。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。